

## 船舶事故調査報告書

平成26年2月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 庄 司 邦 昭  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年8月11日（日） 14時00分ごろ
発生場所	香川県土庄町鹿島海水浴場南方沖 土庄町所在の王子前港A防波堤灯台から真方位247° 1,500m付近 （概位 北緯34° 28.4′ 東経134° 10.6′）
事故調査の経過	平成25年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 第八西丸、0.2トン 280-42499香川、西原建設株式会社 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、154.5kW、平成20年6月
乗組員等に関する情報	船長 女性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年6月9日 免許証交付日 平成24年7月10日 （平成30年6月10日まで有効） 同乗者 男性 25歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年9月10日 免許証交付日 平成21年9月10日 （平成26年9月9日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、鹿島海水浴場南方沖において、船長が、操縦席に座り、同乗者を後部座席に乗せ、左手にキルスイッチバンドを装着して中腰になってハンドルを握り、右手でスロットルレバーを引いて加速しながら遊走した。 船長は、スロットルレバーを離れたことにより、急に減速し、後部座席の同乗者の胸に船長の右肘が当たり、スロットルレバーを全開としたとき、同乗者が本船はスピードが出るから余り加速しないように

	<p>言ったものの、再び中腰の姿勢で右船首方に見えるウェイクボードを引いていたプレジャーボート（以下「本件プレジャーボート」という。）に向けて加速を開始した。</p> <p>船長は、本件プレジャーボートに接近するために加速しながら東進中、船首船底部が右船首方向からの波に衝突してパン、パンと衝撃を受け、スピードが出過ぎて怖いと思ったとき、平成25年8月11日14時00分ごろ、王子前港A防波堤灯台から真方位247°1,500m付近において、同乗者と共に落水した。</p> <p>船長は、本件プレジャーボートに救助され、海岸の海の家で休息中、背中痛みが激しくなったので、救急車を呼んで病院に搬送され、第一腰椎破裂骨折と診断された。</p> <p>本船は同乗者が落水した所から約50m先で停止したので、本件プレジャーボートに救助された船長から同乗者が、キルスイッチを受け取り、本船を操縦して鹿島海水浴場の海岸に戻った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故当時、11時ごろから氷を入れたジョッキに梅酒を3分の1入れて2杯ほど飲んでいた。</p> <p>本船については、同乗者が、個人のレジャー用として鹿島海水浴場の海岸に置いていたところ、操縦免許を有し、水上オートバイの操縦経験がある船長から、ウェイクボードをしている家族を新しい本船に乗せたいとの強い希望を受けたので、海岸から離れた所で操縦を交代する条件により、後部座席に船長を乗せて出発し、同海岸沖約150mに設置された消波堤西端の南西方沖で船長と操縦を替わった。</p> <p>同乗者は、加速すれば、本船の船首が上がってスピードが出るので、注意して操縦するように助言したが、船長から毎年水上オートバイの操縦をしているので、大丈夫と言われた。</p> <p>船長は、同乗者の胸に船長の右肘が当たったこと、及び同乗者の助言をはっきり覚えていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、鹿島海水浴場南方沖を遊走中、船長が、本件プレジャーボートに接近する際、波に向かって加速したことから、船体に波を受けた際の衝撃を受け、落水することとなり、負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が波を受けた際の衝撃又は落水した際の衝撃により、負傷した可能性があると考えられるが、いずれで負傷したかを明らか</p>

	にすることはできなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、鹿島海水浴場南方沖を遊走中、船長が、本件プレジャーボートに接近する際、波に向かって加速したため、船体に波を受けた際の衝撃を受け、落水することとなり、発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水上オートバイを操縦する者は、海面をよく見て波に向かっているときは、減速するなどし、波の衝撃を抑える操縦を行うこと。</li> <li>・ 飲酒して船舶を操縦することは厳に慎むこと。</li> </ul>